

參考資料



(参考1) 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範・食品事業者向け）

個別規範の抜粋と取組のポイントの紹介

個別規範1-(1) 人的対応力の向上

1-(1)-① 作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。

取組のポイント

- 作業事故防止に向けて、経営のトップや事業場の責任者が、従事者の安全を経営課題と認識し、方針策定、目標設定、具体的な対策に取り組むことが極めて重要です。
- 自社における労働災害の発生状況をふまえ、作業事故防止に向けた具体的な目標を設定して、対策に取り組ましましょう。

▼経営者パトロールにより従業員的安全意識を高める事例



(目標の設定例)

最終目標
「労働災害 XX件削減」

中間目標

「研修受講者数 XX人」、
「機械の危険箇所の点検の実施」
「危険予知活動の実施回数 XX回」
など

個別規範1-(2) 作業安全のためのルールや手順の順守

1-(2)-② 食品加工用機械等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適正な使用方法を周知・徹底する。

▼作業規程に規定する事項（「食品加工用機械の労働災害防止対策ガイドライン」及び「食品包装機械の労働災害防止対策のガイドライン」（厚生労働省））

1. 起動方法、スイッチの取扱方法等食品機械の操作の方法及び手順並びに作業を行う位置、姿勢等
2. 複数の作業者に共同して作業を行わせる場合の相互の合図の方法及び関連機器の操作者との合図の方法
3. 機械に生じる異常の内容及びその判別法並びに異常時に、異常の内容に応じて作業者がとるべき措置
4. 非常停止装置が作動し、機械が停止した後、これを再起動させるために必要な異常事態の解除、安全確認等の方法
5. その他食品機械による作業の安全の確保のために必要な事項

▶（食品加工用機械）



▶（食品包装機械）



1-(2)-③ 作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用させる。

取組のポイント

- 作業内容や作業環境に応じ、安全に配慮した服装や保護具等の着用をルール化し、正しく着用・装着しましょう。
- また、保護具は使用前後の点検、日常の保守管理も実施しましょう。

▼滑りやすい場所では、耐滑靴を着用し、靴底を定期的にチェックしましょう。



▼耐切創手袋の着用の例



個別規範1-(3) 資機材、設備等の安全性の確保

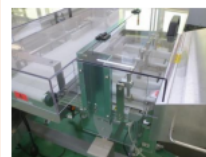
1-(3)-② 機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。

取組のポイント

- 機械や刃物に不具合が生じると、事故が発生しやすくなるため、使用前又は定期的に行う点検を実施することが重要です。
- 機械の点検、掃除、修理をする場合には、機械を停止し、完全に止まっていることを確認してから行いましょう。インターロック機能等の安全装置の無効化も厳禁です。

安全対策については「作業特性に応じた安全対策の義務」（H25改正労働安全規則）をご覧ください。

▶ダウンロードはこちら



▲安全カバー設置の例



▲カバーにリミットスイッチを設置した例

個別規範1-(4) 作業環境の整備

1-(4)-③ 現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。

取組のポイント

- 転倒しやすい通路の段差など、作業事故の要因と考えられるものについては、改善や整備を行いましょう。
- 直ちに改善や整備ができないものは、危険箇所マップの作成・周知、警告ステッカーの貼付や色分け塗装による注意喚起をしましょう。



▲4 Sによる通路確保



▲危険箇所マップ作成イメージ

個別規範1-(5) 事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用

1-(5)-① 行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析し、再発防止策を講じる。

取組のポイント

- 軽微な負傷を含む事例についても確実に報告共有される雰囲気や風土が大切です。また、ヒヤリ・ハット事例についても、随時または定期的に事業場の実情に合った方法で把握する仕組みを作りましょう。
- 把握した事例については、根本的な原因を分析し、再発防止策を講じましょう。災害防止への意識を高めるための活動に、把握した事例を活用することも有効です。

1. 概要				
いつ	月	日	午前・午後	時刻
どこで	何をしたとき			
どうなった				
2. 問題のあった点				
作業環境 有・無 (詳細記入)	装置・機器 有・無 (詳細記入)	作業方法 有・無 (詳細記入)	自身の状態 有・無 (詳細記入)	
3. 要望・対策 こうするとよい、こうして悪い				

▲ヒヤリ・ハットが発生した場合に、全従業員から提出してくれている事例

(参考2)「健康経営銘柄2022」「健康経営優良法人2022」の選定・認定フロー

健康経営銘柄の選定フロー

東京証券取引所上場会社

健康経営度調査の実施

経済産業省が実施する、従業員の健康管理に関する取組やその成果を把握するための、「従業員の健康に関する取り組みについての調査」(健康経営度調査)に回答。日本健康会議認定事務局へ申請。

健康経営度が上位20%の
上場企業を候補として選定

東京証券取引所において
財務指標スクリーニングを実施

経済産業省及び東京証券取引所
が共同で選定

* 原則 3 3 業種毎 1 社の選定
(該当企業がない場合、その業種からは選定なし)

健康経営優良法人の認定フロー

ホワイト500・大規模法人部門

ブライツ500・中小規模法人部門

加入している保険者（協会けんぽ、健康保険組合連合会、国保組合等）が実施している健康宣言事業に参加

※加入している保険者が健康宣言事業を実施していない場合は、各自治体が発行する健康宣言事業への参加をもって代替可能。

保険者と自治体のいずれも健康宣言事業を実施していない場合は、自社独自の健康宣言の実施をもって代替可能。

自社の取組状況を確認し、
中小規模法人部門の認定基準に該当する具体的な取組を申請書に記載

日本健康会議認定事務局へ申請

認定審査

日本健康会議において認定

(参考3) 健康経営銘柄選定及び健康経営優良法人（大規模法人部門）認定要件

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件	
				大規模	銘柄・ホワイト500
1. 経営理念・方針		健康経営の戦略、社内外への情報開示	健康経営の方針等の社内外への発信	必須	
		自社従業員を超えた健康増進に関する取り組み	①トップランナーとしての健康経営の普及	左記①～⑯のうち13項目以上	必須
2. 組織体制		経営層の体制	健康づくり責任者の役職	必須	
		実施体制	産業医・保健師の関与		
		健保組合等保険者との連携	健保組合等保険者との協議・連携		
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題に基づいた具体的な目標の設定	健康経営の具体的な推進計画	左記①～⑯のうち13項目以上	
		健診・検診等の活用・推進	②従業員の健康診断の実施（受診率100%）		
			③受診勧奨に関する取り組み		
			④50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施		
	健康経営の実践に向けた土台づくり	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職・従業員への教育 ※「従業員の健康保持・増進やメンタルヘルスに関する教育」については参加率（実施率）を測っていること		
		ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方の実現に向けた取り組み		
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み		
		病気の治療と仕事の両立支援	⑧私病等に関する復職・両立支援の取り組み		
	従業員の心と身体の健康づくりに関する具体的対策	保健指導	⑨保健指導の実施および特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み ※「生活習慣病予備群者への特定保健指導以外の保健指導」については参加率（実施率）を測っていること		
		具体的な健康保持・増進施策	⑩食生活の改善に向けた取り組み		
			⑪運動機会の増進に向けた取り組み		
			⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み		
			⑬長時間労働者への対応に関する取り組み		
			⑭メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み		
		感染症予防対策	⑮感染症予防に向けた取り組み		
		喫煙対策	⑯喫煙率低下に向けた取り組み		
			受動喫煙対策に関する取り組み	必須	
4. 評価・改善		健康経営の推進に関する効果検証	健康経営の実施についての効果検証	必須	
5. 法令遵守・リスクマネジメント			定期健診の実施、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等。 ※誓約事項参照	必須	

(参考 4) 在留資格一覧

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注 1）	特定産業分野（注 2）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注 1）平成 31 年 4 月 1 日から

（注 2）介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（令和 4 年 4 月 26 日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系 3 世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

(参考5) 技能実習制度の移行対象職種・作業一覧 (90職種・165作業)

1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
	果 樹
畜産農業●	養 豚
	養 鶏
	酪 農

2 漁業関係 (2職種10作業)

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かじ・えびかこ漁業
	棒受網漁業△
	ほたてがい・まがき養殖
養殖業●	

3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事
建築板金	ロータリー式さく井工事
	ダクト板金
	内外装板金
冷凍空調と機器施工	冷凍空調と機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
と び	と び
石材施工	石材加工
	石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左 官	左 官
配 管	建築配管
	プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事
	カーベット系床仕上げ工事
	銅製下地工事
	ボード仕上げ工事
	カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表 装	壁 装
建設機械施工●	押土・整地
	積込み
	掘 削
	締固め
築 炉	築 炉

4 食品製造関係 (11職種18作業)

職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
食鳥処理加工業●	食鳥処理加工
	節類製造
加熱性水産加工食品製造業●	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
	塩蔵品製造
非加熱性水産加工食品製造業●	乾製品製造
	発酵食品製造
	調理加工品製造
	生食用加工品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
	牛豚肉処理加工業●
牛豚部分肉製造	牛豚部分肉製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業●	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転●	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
織布運転●	合ねん糸工程
	準備工程
	製織工程
	仕上工程
染 色	糸浸染
	織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造
	丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供服縫製
紳士服製造	紳士既製服縫製
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーベット製造●△	織じゅうたん製造
	タフテッドカーベット製造
	ニードルパンチカーベット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

6 機械・金属関係 (17職種34作業)

職種名	作業名
鑄 造	鑄鉄鑄物鑄造
	非鉄金属鑄物鑄造
鍛 造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト
	コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
	金属プレス
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治工仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造
アルミニウム圧延・押出製品製造●△	引抜加工
	仕上げ
金属熱処理業●	全体熱処理
	表面熱処理 (浸炭・浸炭窒化・窒化)
	部分熱処理 (高周波熱処理・炎熱処理)

7 その他 (21職種38作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印 刷	オフセット印刷
	グラビア印刷●△
製 本	製 本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗 装	建築塗装
	金属塗装
	銅橋塗装
	噴霧塗装
溶 接●	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形
	圧力鋳込み成形
	バッド印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介 護●	介 護
リネンサプライ●△	リネンサプライ仕上げ
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
宿泊●△	接客・衛生管理
RPF製造●	RPF製造
鉄道施設保守整備●	軌道保守整備
ゴム製品製造●△	成形加工
	押出し加工
	混練り圧延加工
	複合積層加工
鉄道車両整備●	走行装置检修・解き装
	空気装置检修・解き装
木材加工●△	機械製材

○ 社内検定型の職種・作業 (2職種4作業)

職種名	作業名
空港ランドハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃△
ボイラーメンテナンス●△	ボイラーメンテナンス

(注1) ●の職種：技能実習評価試験に係る職種
(注2) △のない職種・作業は3号まで実習可能。

(参考 6) 技能実習と特定技能の制度比較



	技能実習（団体監理型）	特定技能（1号）
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし（介護分野、建設分野を除く）
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動（1号） 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動（2号、3号） （非専門的・技術的分野）	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 （専門的・技術的分野）
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において 転職可能